

袋井市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、東京圏内の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業又は修了した学生の移住を伴う県内就職を支援するため、東京圏内の大学等を卒業又は修了して、袋井市内に移住した又は移住する見込みの者に対し、予算の範囲内において、地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県地方就職学生支援事業実施要領（令和6年3月21日付け就労第384号通知）、袋井市補助金等交付規則（平成17年袋井市規則第47号。以下「規則」という。）その他の法令及び関係通知のほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 移住 袋井市へ住民票を異動し、生活の本拠を市内へ移すことをいう。
- (2) 東京圏内 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち、条件不利地域を除いた区域をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (4) 交通費 勤務地が静岡県内に所在する企業等への就職活動に要した交通費をいう。
- (5) 移転費 移転に係る経費をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者は、申請時において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次に掲げる移住等に関する要件のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件

- (ア) 大学等の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業若しくは修了している又は見込みであること。
- (イ) 大学等の卒業又は修了年度において、東京圏内に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

(ア) 袋井市に移住したこと。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、勤務地が静岡県内に所在する企業等に就職することが内定していること。

(イ) 申請時において、卒業又は修了から1年以内かつ就業開始から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(ウ) 市に申請日から1年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後にイ（ア）に規定する内定企業等に就職し、転入日（住民票を移さず転出していた者については就業開始日）から1年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他市長が不相当と認めた者でないこと。

(2) 次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。

ア 就業先に関する要件

(ア) 大学等を卒業又は修了した場合は、静岡県内に所在する企業等に第1号ア（ア）の要件を満たす大学等を卒業又は修了してから1年以内に就職していること。

(イ) 原則、勤務地又は勤務予定地が静岡県内に所在すること。

(ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める性風俗関連特殊営業者、接待業務委託営業者でないこと。

(エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(オ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

(カ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務

めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であること。

(ウ) 東京圏への勤務を前提としない採用であること。

(エ) 在学中に交通費を申請する場合は、(イ)及び(ウ)の要件に該当する者として採用される予定であること。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条(4)に規定する交通費(当該企業から当該交通費として支給された額を除く。)。ただし、申請者1人につき5,940円を上限とし、交通費の実費総額を超えて交付することはできない。

(2) 第2条(5)に規定する移転費。ただし、申請者1人につき6万6,000円を上限とし、移転費の実費総額を超えて交付することはできない。

2 支援金の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

3 第1項各号に規定する支援金の交付は、各号1人につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める日までに、地方就職学生支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、移転費は、在学中に申請できないものとする。

(1) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し

(2) 就業(内定)証明書(様式第2号)

(3) 交通費又は移転費の領収書

(4) 別表に掲げる証明書類等

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 市長は、支援金の交付を決定するときは、次に掲げる事項を条件とする。

(1) 第8条に規定する支援金の返還要件に該当することとなった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(2) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び袋井市から求められた場合、それに応じなければならないこと。

(交付の決定)

第7条 市長は、支援金の交付を決定したときは、地方就職学生支援金交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(支援金の返還)

第8条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、支援金の全額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 虚偽の申請であること又は居住若しくは就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

(2) 在学中に交通費を申請する場合は、申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

(3) 在学中に交通費を申請する場合は、申請日から1年以内に移住しなかった場合(申請時にすでに市に住民登録を有する場合を除く。)

(4) 就業開始日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合(退職日から3箇月以内に第3条第2号の要件を満たした静岡県内の別の企業等に就業する場合を除く。)

(5) 移住日(住民票を移さず転出していた者については、第3条第2号の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日)から1年以内に市外に転出した場合

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

証明書類	備考
卒業又は修了証明書 （在学中に交通費を申請する場合は、在学証明書）	卒業又は修了学年であることの確認ができるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・押印（大学等の印）すること。
移住元の住所を確認できる資料	住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業又は修了年度の複数月の家賃の振り込み明細や引き落とし履歴をあわせて提出）、卒業又は修了年度の複数月の公共料金領収書等。
移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料	募集要項、雇用契約書等。

様式第1号（第5条関係）

地方就職学生支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

袋井市長

袋井市地方就職学生支援金交付要綱第5条の規定により、支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請し、請求します。

1 申請者欄

フリガナ		生 年 月 日
氏 名		年 月 日
住 所		
メールアドレス		電話番号
大学・学部 (大学院・研究科)		

2 勤務（就職活動訪問）先

事業所名			
所在地			
面接・試験日	年 月 日	内定日	年 月 日
就業開始（予定）日	年 月 日		

3 交通費申請 移動経路（往復）（支給上限 5,940円）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用（注）
		（バス停・駅名・空港名など）		

（注）かかった費用をすべて記載すること。

4 移転費申請 移転内容（支給上限 66,000円）

移 転 日	費用（注）
移 住 元 住 所	
移 住 先 住 所	

（注）かかった費用をすべて記載すること。

5 各種誓約兼同意事項（該当する場合、チェックを付けてください。）

支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び袋井市から求められた場合には、それに応じます。	<input type="checkbox"/>
虚偽の申請であること又は居住若しくは就業の実態がないこと等が明らかとなった場合は全額の返還をします。	<input type="checkbox"/>
就業開始日から1年以上、支援金の要件を満たす職に継続して勤務する意思があります（退職から3箇月以内に、袋井市地方就職学生支援金交付要綱第3条第2号の要件を満たした静岡県内の別の企業等に就業する場合を除く。）。	<input type="checkbox"/>
移住日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から1年以上、継続して市内に居住する意思があります。	<input type="checkbox"/>
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。	<input type="checkbox"/>
日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有しています。	<input type="checkbox"/>
市に提出した私の個人情報、住所を確認するために利用されること、就業状況の確認等に使用されることに同意します。	<input type="checkbox"/>

在学中に交通費を申請する場合

申請日から1年以内に、支援金の要件を満たす企業等へ就業する意思があります。	<input type="checkbox"/>
---------------------------------------	--------------------------

申請日から1年以内に袋井市内へ居住する意思があります（申請時すでに市に住民登録を有する場合を除く。）。	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

6 支援金振込先（申請者本人の口座に限ります。）

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座 ・ ()
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

管理コード（市使用欄）	
-------------	--

就業（内定）証明書

年 月 日

袋井市長

所在地
事業所名
代表者名
電話番号
担当者

印

次のとおり相違ないことを証明します。

1 勤務者（内定者）情報

勤務者名（内定者名）	
勤務者住所（注）	

（注）勤務者住所は、就業開始日前に作成する場合は記載不要です。

2 採用活動情報

面接・試験日	年 月 日
実施場所	
内定日	年 月 日
交通費支給額	（※上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。） 円

3 勤務条件等（チェックがない場合は対象外となります。）

勤務（予定）先所在地	
勤務（予定）先電話番号	
就業開始（予定）日	年 月 日
雇用形態	<input type="checkbox"/> 週20時間以上の無期雇用である（見込みも含む）。
勤務者と代表者又は取締役など経営を担う者との関係	<input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当しない。
移住先地域内での就業の有無	<input type="checkbox"/> 原則、居住している県内の事業所に就業している。

静岡県地方就職学生支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び袋井市の求めに応じて、静岡県及び袋井市に提供することについて、勤務者（内定者）の同意を得ています。

（表）

第 号
年 月 日

様

袋井市長

地方就職学生支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地方就職学生支援金について、次のとおり支援金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 振込予定日 年 月 日

3 交付の条件

- (1) 支援金の返還要件に該当することとなった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び袋井市から求められた場合には、それに応じなければならないこと（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考に定める返還請求を行う場合があります。）。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、袋井市補助金等交付規則及び袋井市地方就職学生支援金交付要綱を遵守すること。

(裏)

備考 袋井市地方就職学生支援金交付要綱第8条の規定に基づき、次の場合には支援金の全額の返還を請求します。

- (1) 地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
- (2) 在学中に交通費を申請する場合は、地方就職学生支援金の申請日から1年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
- (3) 在学中に交通費を申請する場合は、地方就職学生支援金の申請日から1年以内に袋井市に転入しなかった場合（申請時すでに袋井市に住民票がある場合を除く。）
- (4) 地方就職学生支援金の要件を満たす職を就業開始日から1年以内に辞した場合（退職から3箇月以内に第3条第2号の要件を満たす静岡県内の別の企業等に就業する場合を除く。）
- (5) 転入日（住民票を移さず転出していた者については、袋井市地方就職学生支援金交付要綱の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から1年以内に市外に転出した場合